

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢、性別
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

子犬・子猫の飼い主さがし

7年度以降に畜犬登録を受けた親犬の子犬(生後2〜5カ月)、子猫(生後1〜3カ月)の提供者と飼育希望者の出合いの場です。子犬・子猫は市内で飼育されているものに限ります。

日時 5月10日の第2日曜午前10時まで(犬・猫)、第3水曜午後2時まで(猫のみ)に集合。子犬の提供者は事前連絡が必要。
会場 動物管理センター(西区八軒9東5)。

【詳細】 動物管理センター(736)6134

市営住宅入居者募集

前期空き家および(仮称)青葉団地の新設車いす住宅の入居者を募集します。募集するのは、単身者向け、一般世帯向け、車いす(単身者向け・世帯向け)、高齢者ケア付き(単身者向け)の各住宅です。募集団地や申し込み資格など詳しくは、募集案内書をご覧ください。

募集案内書 5月10日(金)〜20日(月)に札幌市住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル1階)、市役所2階住宅整備課、区役所で配布。
申込募集案内書に添付の申込書を5月20日(月)(消印有効)までに同公社へ郵送。**【抽選】**

市営住宅の次回募集は、7月5日(金)〜15日(月)の予定(新設住宅)です。

【詳細】 札幌市住宅管理公社(211)3381かテレフォンサービス(211)3388



税の窓口

市税の納付は安心・確実な口座振替(自動払込み)で

市・道民税(普通徴収分)は口座振替で納税できます。現在、平成14年度第1期分から新たに口座振替される方の申し込みを受け付けています。預貯金通帳と届け出印をお持ちの上、口座のある金融機関または郵便局で5月31日(金)までにお申し込みください。

【詳細】 納税指導課(211)2292か区役所(15)の納税課

納税はお済みですか

5月は滞納整理強化月間です。市税に未納がある方は至急納付してください。早期に納めることができなければ必ずご相談ください。納付やご相談がない場合は、預貯金・給与など財産の差し押さえにより、滞納の解消を厳正に進めていきます。

【詳細】 区役所(15)の納税課

特別土地保有税の申告納付
 対象平成14年1月1日時点で、平成4年1月2日以降に取得した土地を合計2千㎡以上所

有している方。所有は登記の有無を問いません。

申告納付期限 5月31日(金)。

申告先 諸税課特別土地保有税係(中央区北1西3札幌住友信託ビル6階)。

【詳細】 同係(211)3072

14年度(13年分)の市・道民税証明書(所得証明)の交付

5月17日(金)から各区役所、市役所2階税の証明窓口で交付します。運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。なお、普通徴収の方は6月11日(火)までは所得額のみ証明となります。

【詳細】 区役所(15)の課税課

市税条例が改正されました

個人市民税

- ①均等割と所得割の非課税限度額を下表の通り引き上げ。
 - ②株式等譲渡益税が来年1月1日から申告分離課税に一本化されるのに合わせ、来年1月1日以降に上場株式などを譲渡した場合の申告分離課税の税率を3・4%に引き下げ。
- △固定資産税▽
- ①新築住宅と新築中高層耐火建築物の減額措置の適用期限を2年間延長。
 - ②新築特定優良賃貸住宅である貸家住宅にかかる税の減額割合を現行の3分の2から5分の3に縮減し、適用期限を2年間延長。

△特別土地保有税▽
 徴収猶予と納税義務の免除

の特例措置の対象範囲を拡充。**【詳細】** 特別土地保有税は諸税課特別土地保有税係(211)3072、そのほかは税制課(211)2282か区役所(15)の課税課

均等割の非課税限度額

改正後	所得金額	35万円×家族数+24万円
改正前	所得金額	35万円×家族数+19万円

注) 家族数は、本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計をいいます。

所得割の非課税限度額

改正後	所得金額	35万円×家族数+36万円
改正前	所得金額	35万円×家族数+32万円

注) 家族数は、本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計をいいます。

5月31日(金)は、軽自動車税の納期限です。

固定資産税(第1期分)の納付はお済みですか。市税は納期限内に納めましょう。



保険・年金

介護保険施設入所者の食事代減額・減免の手続きを

介護保険施設入所者の食事は通常1日780円ですが、次の方は減額になります。

対象 世帯全員が市民税非課税の方(500円)、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税の方(300円)。現

在、標準負担額減額認定証をお持ちの方は認定有効期限が5月31日(金)までです。更新手続きを。また、ほかの減額・減免を受けている方も手続きが必要です。

【詳細】 区役所(15)の保健福祉サービス課

国民年金

学生の皆さんへ

学生納付特例制度は、本人の所得が一定基準以下で、保険料を納めるのが困難な場合に、学生である期間(夜間部・定時制・通信制を含む)について保険料の支払いを猶予するものです。猶予された期間の保険料を就職後に納めることもできます。ご希望の方は、区役所の年金係へ申請してください。

【詳細】 区役所(15)の年金係

国民健康保険

所得申告書の提出を

国民健康保険料は、前年の収入に基づいて算定します。所得税や住民税の申告をされた方については申告内容を基にしますが、申告をしていない方については保険料算定のための所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、5月17日(金)までに必ず提出してください。この申告書は保険料を減額する場合の資料にもなります。